

平成31年 4月 4日

平成31年 第8回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第44号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
(福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の変更について)

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の変更について)

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の変更について)

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
(福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の変更について)

議案第49号 福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

議案第50号 福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

議案第51号 福岡県議会一般選挙における開票立会人の決定について

2 くじの実施について

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの実施

議案第 44 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成31年 4 月 4 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 死亡により抹消する者の数

5 人

2 抹消する者の氏名等

別紙のとおり

3 抹消年月日

平成31年 4 月 4 日

【参考】公職選挙法(昭和 25 年4月 15 日法律第 100 号) **※略文**

(登録の抹消)

第 28 条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。

二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成31年3月29日			抹消									移替						年月日 での補正登録	平成31年4月4日			在外選挙人登録者数														
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消				新規登録者数			登録者数			新規登録者数		抹消者数		登録者数							
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 大楠西	2,387	3,018	5,405	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387	3,018	5,405									
2 大楠東	1,967	2,306	4,273	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,967	2,306	4,273									
3 西高宮	2,830	3,357	6,187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,830	3,357	6,187									
4 長丘	3,897	4,678	8,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,897	4,678	8,575									
5 長住	3,137	4,006	7,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,137	4,006	7,143									
6 西長住	1,449	1,760	3,209	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,449	1,760	3,209									
7 西花畑	2,869	3,213	6,082	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,869	3,213	6,082									
8 皿山	1,915	2,213	4,128	2		2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,913	2,213	4,126									
9 花畑第一	3,090	3,512	6,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,090	3,512	6,602									
10 花畑第二	1,731	2,118	3,849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,731	2,118	3,849									
11 柏原	3,537	4,028	7,565	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,537	4,028	7,565									
12 東花畑	2,420	2,810	5,230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,420	2,810	5,230									
13 野多目南	1,725	2,085	3,810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,725	2,085	3,810									
14 三宅第一	3,450	3,886	7,336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,450	3,886	7,336									
15 三宅第二	3,039	3,781	6,820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,039	3,781	6,820									
16 筑紫丘第一	2,361	2,912	5,273	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,361	2,912	5,273									
17 筑紫丘第二	1,058	1,293	2,351	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,058	1,293	2,351									
18 東若久	2,866	3,303	6,169		1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,866	3,302	6,168									
19 若久	3,378	4,265	7,643	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,378	4,265	7,643									
20 玉川第一	3,763	4,883	8,646	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,763	4,883	8,646									
21 玉川第二	1,732	2,247	3,979	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,732	2,247	3,979	0	0	0	0	0	0	45	74	119
22 玉川第三	3,199	3,503	6,702	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,199	3,503	6,702	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,197	3,762	6,959	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,197	3,762	6,959									
24 宮竹第一	3,369	3,468	6,837	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,369	3,468	6,837									
25 宮竹第二	1,955	2,051	4,006	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,955	2,051	4,006									
26 高木	1,841	1,978	3,819	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,841	1,978	3,819									
27 井尻第一	983	1,053	2,036	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	983	1,053	2,036									
28 井尻第二	1,182	1,299	2,481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,182	1,299	2,481									
29 日佐	2,801	2,963	5,764	1		1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800	2,963	5,763									
30 大池	1,763	2,036	3,799	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,763	2,036	3,799									
31 寺塚	1,897	2,312	4,209	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,897	2,312	4,209									
32 東高宮	3,662	5,098	8,760	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,662	5,098	8,760									
33 横手	3,322	3,585	6,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,322	3,585	6,907									
34 野多目北	2,561	3,015	5,576	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,561	3,015	5,576									
35 鶴田	2,812	3,129	5,941	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,812	3,129	5,941									
36 老司	3,288	3,847	7,135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,288	3,847	7,135	0	0	0	0	0	0	5	6	11
37 弥永	2,359	2,844	5,203	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,359	2,843	5,202	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
38 弥永西	3,256	3,629	6,885	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,256	3,629	6,885									
計	98,048	115,246	213,294	3	2	5	0	0	0	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98,045	115,244	213,289	0	0	0	0	0	0	50	80	130

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

議案第49号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙につき、南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(開票立会人) 第62条

2 届出者が、10人を超えないときはその者を開票立会人とし、10人を超えるときはくじで定めた10人を開票立会人としなければならない。

4 同一の政党等に属する公職の候補者の届出が3人以上あるときは、くじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第50号

福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙につき、南区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第8項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(開票立会人) 第62条

8 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

議案第51号

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙につき、南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

平成31年4月4日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(開票立会人) 第62条

2 届出者が、10人を超えないときはその者を開票立会人とし、10人を超えるときはくじで定めた10人を開票立会人としなければならない。

4 同一の政党等に属する公職の候補者の届出が3人以上あるときは、くじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの実施について

1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合

- (1) くじはくじ棒により行う。
- (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
- (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
- (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
- (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。

(3)のくじの結果

くじの順番	1	2	3	4	5
固有番号 (受付番号)	7	10	3	1	2
	6	7	8	9	10
	6	8	12	13	9

(4)のくじの結果

以下の固有番号（受付番号）の者を開票立会人に決定する。

くじの順番	1	2
固有番号 (受付番号)		